

## 東国における一武士団

——北武蔵の安保氏について——

はじめに

東国の武士団は古代末期以来、史上にあらわれ、源氏・平氏と關係を保ちながら治承・寿永の内乱を通りぬけ、鎌倉幕府成立の大きな原動力となつていった。そこには、いわゆる豪族級領主層から荘官級領主層、さらに武蔵七党などに代表される小領主級武士団に至るまでの広範な活動があつたからである。

これから扱う安保氏は武蔵七党・丹党の系譜をひく小領主級武士に相当するものである。武蔵七党は保元・平治の頃から、その姿を見出すことができるものであり、南北朝の動乱期に再びクローズアップされる存在であつた。それゆえ、古くより研究者の注目はあびているものではあつたが、史料が少なく、かつ七党系図の異本が世に出ているせいから、従来の研究は系図の

異動とその地域・地名の比定に多くのスペースをさいていたのであつた。勿論かかる研究の蓄積はそれなりに無視できないものを持つており、郷土史の研究の進展に多大な貢献をはたしてきた。

これらの背景を考えると七党研究にはいかなる方法が残されているかが重要な課題となつてくる。七党研究の一方法として、その系譜をひくという武士層を個別的に調査・分析し、系図を文書で補いながら、復元してゆくことが許されるであろう。特に本稿では、七党研究の一つとして安保氏を選び、領主制研究の重要な一視角たる「惣領制」に焦点をあて、鎌倉期より南北朝動乱期に至る推移を見ることにする。

ところで、この安保氏に関する研究は、古くは渡辺世祐氏の『武蔵武士』があり、最近では太田順三氏がその論文「安保直実について」<sup>(1)</sup>で悪党的人物直実を描きながら、安保氏について

伊藤 一 美

述べられている。その他には断片的に述べられたものがあるくらいで、まだ研究の余地は残されているようである。私は、太田氏の論文に啓発されて扱いきっかけを得たのであって、氏の研究に負うところも多いことをお詫きしておきたい。

(1) 民衆史研究八号。

(2) 豊田武氏『武士団と村落』、小野文雄氏『埼玉県の歴史』等

## 第一章 御家人安保氏

### (一) 安保氏の家系と鎌倉御家人安保氏

安保氏は武蔵七党、丹党の系譜をひくという。それはほぼまちがいないのであるが、系図中の人名については、今日残されている諸系図を比較すると若干の異動が見出せる。安保氏系図としては、(A)安保系図(安保政衛氏蔵)、(B)武蔵七党系図(前島康彦氏蔵 大日本史編纂官山中義信校合 嘉永六年、安政元年)、(C)武蔵七党系図(武蔵総社文庫蔵本、慶応四年平武香校合)、(D)八坂神社文書より復元の系図、以上がある。(A)安保氏の子孫に伝来した系図であり、安保文書も伝えている。(B)及び(C)は校合編纂されたものでほぼ記載人名は同じであるが、(C)に関しては(D)から修正される部分が見られる。参考のために(A)系図を基本に他のものを参照して安保系図の概略を示しておく。

安保氏の祖は諸系図から一致して見出せる安保実光である。彼が歴史の舞台にあらわれるのは源平内乱の時である。元暦元年、源頼朝は平家追討の兵を撰津・播磨国境一ノ谷へ進めようと、その年の二月に源範頼、義経を両將軍として約七万六千騎を撰津へ結集させた。その大手將軍源範頼に相い従う輩として「安保次郎実光」の名が見えるのである。ここには小山・長沼・千葉・畠山・三浦氏等の豪族の武士をはじめとして、庄・塩谷・小代・久下・熊谷氏等武蔵の中小武士団の名が連ねてある。実光のほかには文治・建久年間を通して頼朝の随兵役を勤めている「阿保五郎」、「阿保六郎」がいる。系図上からは不明であるが一族であろう。安保氏は内乱期を通して御家人としての地位を得ていたのである。

治承・寿永の内乱から約三十年後、鎌倉幕府の転換期となった承久の乱には東国御家人が数多く幕府側に参加していった。さきに見えた安保実光(この時、刑部丞)が再び鎌倉に馳せ参じている。承久三年五月、軍兵を京都に派遣し、進撃せんとする大江広元の意見と、北条義時の館における幕府主要メンバーの群議とを義時が二品政子に伝えたところ、

不上洛者、更難敗官軍歟、相待安保刑部丞実光以下武蔵國勢速可参洛。

と政子は述べた。義時は政子の言を入れ、遠江以下奥羽の国々まで飛脚でその奉書を伝えさせたのである。



に右馬允実員がいる<sup>(11)</sup>。久我家文書、承久三年後十月七日北条泰時施行状に、

播磨国這田庄并石作庄事、守護所使不可入部之由、関東御下知状案如此、可令止使入部給之状、如件

承久三年後十月七日

<sup>(泰時)</sup>  
武藏守(花押)

安保主馬允殿

と見えるのが参考になる。すなわち播磨国守護所使の庄入部をやめるようにという関東からの命を泰時は安保主馬允に伝えてゐる。これからすれば彼は播磨国の守護に任じられていたものと思われ。また八坂神社文書、建武元年四月安保信阿代成田基員申状案に、右馬允丹治実員が播磨国須富庄地頭職を「為承久勲功之賞」として得たことが見えている。これらの所領内容について後述するが、守護職といい、地頭職といい、宇治川の戦功、特に刑部丞実光以下討死による功が大きく影響したのであろう。

ところで討死した安保刑部丞実光は、はたして家長であつたかどうかを検討してみなくてはならない。これを考えるに参考となるのは建長二年の造閑院殿雜草目録である。

裏築地用意分

二本

安保刑部丞跡

二本

氏家五郎跡

一本

(下略)

大胡太郎跡

これは鎌倉幕府が公事徴収の手段として父祖跡に賦課したものである。建長二年当時、安保刑部丞実光は既にないのであつて、「跡」として安保氏を一括している。同日録には一族中でも、たとえば「塩谷民部大夫跡」「塩谷兵衛入道跡」というような記載もあつて一定していない。鈴木英雄氏によれば、某跡の記載は建長二年当時より前代の父祖を示しているといふ。かかる某跡の設定は幕府の自由な判断に任ざっていたのである<sup>(12)</sup>。ところで、先の北条政子の話中に「刑部丞実光」がのぼり、また建長二年の造管賦課単位となつて見えていることは実光が一族の家長的存在であつたことを考える可能性が強いのである。戦乱を通じて次第に一家一族の中心としての家長意識が形成されてゆくことは当然考えられることである。

さて建長年間といえ、承久の乱より約三十年後であり、鎌倉御家人はほぼ二代か三代めにあたる。安保氏も既に三代めが『吾妻鏡』に見出せる<sup>(13)</sup>。初代刑部丞実光から家督は子の右馬允実員に伝えられたようである。すなわち系図によれば、刑部丞実光に四人の子があり、後述するが南北朝・室町期の文書を相伝するのが孫の泰実及び信員系であることはそれを物語っている。ただ右馬允実員が承久勲功として得た播磨守護と須富庄地頭職のうち、後者のみ継承していったのが信員であり、ここに

一族の西遷分出があつたのである。実光の孫で滝瀬左衛門尉（光忠）の領知していた武蔵国滝瀬郷は建武四年にはその本貫所領が安保光泰のもとに伝えられており、実員一泰実系の、家督惣領主という関係が成立し、相伝されていることが知られる。

鎌倉中期における安保氏は『吾妻鏡』に若干見えるくらいであり、ほとんどが將軍隨兵役勤仕である。それだけに特にめだつた家ではない。しかし安保系図によれば、刑部丞実光の孫女らは、北条泰時の後室（谷津殿と号す）として、武蔵二郎時実の母となるもの、信濃民部入道（二階堂氏）の妻となるものもいる。特に北条氏との姻戚関係を持つことは御家人としてもかなり有力なバックとなつたことであろう。承久の乱で討死した刑部丞実光は初め北条時氏・有時らに相具して上洛していた。そして泰時の指揮のもと、宇治橋合戦に参陣したことなどが安保氏と北条氏を近づける役をはたしたものであろうか。円覚寺文書、徳治二年五月毎日大齋結番交名は、北条氏と安保氏がいかなる関係を有していたかを示唆する。すなわちその八番として「安保五郎兵衛入道」なる人物が見えている。ここに記された人物名はほぼ得宗専制体制が確立した時期の、いわゆる御内人と考えられるものであるが、安保氏の場合、次節で述べるように「外様」鎌倉御家人としての地位は失なわれていないのである。

(二) 鎌倉末、南北朝期の安保氏

元弘三年、鎌倉幕府は全国の御家人に対し「任承久之例、可上洛<sup>(23)</sup>」しと命を下した。後醍醐天皇を中心とする反幕勢力に対処するべく、最後の決戦をめざしたのである。

当時動員可能と思われた御家人については、有名な光明寺殘篇の記載が物語ってくれる。佐藤進一氏によって詳しく研究されているが、まずその史料を必要な範囲のみ記すことにしよう。

大將軍

陸奥守遠江國 武蔵右馬助伊勢國

遠江守尾張國 武蔵右近大夫將監美濃國

(中略)

薩摩常陸前司一族 安保左衛門入道一族

渋谷遠江權守一族 河越三河入道一族

ここに安保氏も見えるのである。『太平記』によれば、彼らは「東八箇國ノ中ニ、可然大名」といわれ、相模守一族とともに「外様ノ人々」として上洛している。安保氏も有力な外様御家人として幕府、北条氏とかかわりを有していたのである。

元弘三年、幕府方は分倍河原に兵を集め、倒幕軍を迎え撃つ用意を整えていた。しかしその合戦で「安保入道道堪父子三人」は相い従う兵百余人とともに討死を遂げてしまったのである。安保氏は自家の存続を幕府方にかけていたとはいえ、これで全

く滅んでしまったのではなかった。

建武二年六月、幕府残党派の中心北条時行が鎌倉に兵をあげた。倒幕軍足利直義の軍勢は彼らに打ち破られてしまったのである。ここに幕府方として先に討死した安保入道道堀の子が一人参加しているのである。八月に至ると京都から足利高氏が鎌倉へ下り、旧幕府方は利あらず破れさった。

八月十九日、鎌倉へ改入たまふとき、諏訪の祝父子、安保次郎左衛門入道道潭か子自害す。<sup>(78)</sup>

と『梅松論』は伝えている。皮肉にもここに一族は敵味方となつて参加していたのであった。『梅松論』によれば、

(將軍) 八月二日京を御出立あり、(中略)

三河の矢作に御着有て、京都鎌倉の両大将御対面あり、今当所を立て関東へ御下向有べき処に、先代方の勢、遠江の橋本を要害に構て相支る間、先陣の軍士阿保丹後守入海を渡して合戦を致し、敵を追ちらして其身疵を蒙る間、御感の余に、其賞として家督安保左衛門入道道潭が跡を拝領せしむ<sup>(79)</sup>。

とあつて、尊氏方の先陣として「阿保丹後守」が旧幕府残党を切りくづし、戦功を上げてゐる。その結果、彼は尊氏から「家督安保左衛門入道道潭が跡」を拝領したのであつた。先述のように、御家人としての安保氏嫡流は道堀父子等の討死によつて断絶してしまつた。しかしその家督は安保丹後守光泰が戦功によつて受けついたのである。安保政衛氏蔵系図の光泰のところ

に注記として「左衛門入道道沢跡知行シ、丹家東梁タリ、建武年中タリ」とあるのも参考とならう。鎌倉御家人として安保実光以来培つてきた伝統は、この時期に一族の安保光泰が惣領家となることによつて南北朝室町期の領主的發展の中に受けつがれてゆくのである。<sup>(80)</sup> 次章ではその基盤たる所領について見てゆきたい。

(1) 東大史料編纂所影写本によつた。

(2) 練馬郷土史研究会代表委員前島氏の御好意により拝見することができた。記して感謝する次第である。

(3) 『埼玉叢書』第四卷所収。

(4) 『吾妻鏡』元暦元年二月四日条。

(5) 右同書 文治元年十月廿四日条。

(6) 右同書 建久元年十一月七日条。

(7) 右同書 建久二年二月四日条。

(8) 右同書 建久元年十一月七日条。

(9) 『吾妻鏡』承久三年五月廿五日条。

(10) 以上の人名はすべて『吾妻鏡』同年六月十八日条による。

(11) この右馬允実員は八坂神社文書一八八四号建武元年四月安保信阿代成田基員申状案に「右馬允丹治実員」とあり諸系図の正しさをうらづけている。

(12) 国学院雜誌所載 久我家文書十三号。

(13) 佐藤進一氏『鎌倉幕府守護制度の研究』播磨国の項。なお佐藤氏が引用されておられない史料が久我家文書中にある。すなわち承久三年九月十四日閑東下知状(九十号)に、

播磨国這田庄并石作庄、任先例停止守護所使入部、可為家進退之由、鎌倉殿御下文被成下了、可令存其旨給也、兼又兵糧米徴納之後者、彼使等可令退出庄内之由、可令下知給也、謹言

九月十四日

(泰時)  
(花押)

安保馬允殿

と見え、兵糧米徴納のため庄内に入部した守護所使の役務終了の後はずぐに退出するよう、安保馬允に命じている。かかることを守護所使に伝える安保馬允は守護にほかならない。承久四年四月五日の六波羅施行状(久我家文書十四号)では守護所が依然その命に従わず、再び「早任、関東之仰趣、可停止守護所之濫妨」きことを命ぜられている。このような事情のせいか、安保氏の守護在任は長く続かず、貞応二年三月には守護が小山朝政にかわっている(大日本史料五ノ一、貞応二年三月日播磨庁直職安堵状)。

(14) 一八八四号。

(15) 『吾妻鏡』承久三年五月十五日条にある義時奉書(本文引用)の内容を『吾妻鏡』編者は次のごとくまとめている。「京兆奉書、可相具一族等之由、所仰家々、長也」(同日条)。

(16) 『吾妻鏡』建長二年三月一日条。

(17) 「家督と惣領に関する覚書」(安田元久氏編『初期封建制の研究』所収)。

(18) 幕府にとって某跡の設定は公事徴収の重要な問題であった。これより数年前の寛元二年十二月の追加法(佐藤・池内氏編『中世法制史料集』二三七条)から十分うかがえる。なお造閑院殿目録に見える姓名のうち、武蔵七党といわれるもので「人々」と記された武士は注意する必要がある。幕府による公事徴収で、その把握の基準が一定していなかったとしても、記載方法が当時の武士団の存在状況に規定されていたと考えられるからである。ここに見える武士団で「人々」とあるのは、幕府のほうでも特定の個人を把握できない武士団であったのである。

(19) 暦仁元年二月十七日条、同年六月五日条(系図参照)。なお、そのほかに阿保弥二郎(仁治二年正月二日条)、阿保次郎左衛門尉、左衛門三郎、左衛門四郎(以上正嘉二年正月一日条)などがある。

(20) 安保文書、建武四年四月十二日高重茂奉書。

なお、滝瀬左衛門尉については(A)安保系図から実名を得た。前島家所蔵七党系図、総社文庫系図ともに人名は異なるが、実光の孫より滝瀬姓を称することは一致している。

(21) 『鎌倉市史』史料篇四二二号。

(22) 佐藤氏『鎌倉幕府訴訟制度の研究』付説二御内と外様参照。なお大斎結番交名に見える武蔵七党関係の氏については拙稿「武蔵七党と北条氏」(練馬郷土史研究会会報一〇〇号)参照。

(23) 『鎌倉年代記裏書』元徳三年条。

(24) 同氏「光明寺残篇小考」(『鎌倉幕府守護制度の研究』所収)。

(25) 『群書類従』二十五篇。

(26) 古典文学大系本、巻六、関東大勢上落事。

(27) 『太平記』卷十、三浦大多和合戦意見事。なお太田順三氏によれば、この安保入道道堪(沢)を安保光泰(光阿)に比定しており、この合戦で一敗地にまみれて本領へ帰ったように述べられている。しかし『太平記』ではこの入道道堪は鎌倉方として子息等と討死したとなっている。

(28) 『群書類従』卷廿。  
右同。

(30) 武蔵総社文庫七党系図、前島氏所蔵七党系図を左に記す。



安保政衛氏藤系図によれば、光泰は経泰の子として以下続いている。これからすると、道堪(沢)は恐らく泰実の二男政泰—経泰系にあたるのであろうか。安保光泰は自らの相伝文書を多く所持し、かつそれが南北朝内乱のはじめのものからであり、足利尊氏、直義、高師直等の文書を伝えているところから、推測をたくましくするならば、内乱期の一族の動きを十分見た上で安保惣領家の地位を得たように思われる。本文で述べた『太平記』『梅松論』の記述はこのへんの様子を物語っているのではないか。

## 第二章 安保一族の所領構成とその経営

### (一) 安保惣領家(泰実・光泰系)所領

鎌倉南北朝期の安保氏一族の動きは前章でほぼ明らかだが、建武二年に安保丹後守光泰が得た安保氏の所領はどのようなものであったらうか。今日残されている安保文書にはそれを十分示す史料がある。暦応三年正月と八月の安保丹後守光泰入道光阿の讓状である。後述するが、この二つの讓状に記載されたもののうち、若干は鎌倉時代以来伝えた所領であることが、他の史料によって明らかにできるものである。便宜上、この讓状で正月のものを(A)、八月のものを(B)として左に記す。

#### (A) 定置光阿跡所領等事

中務丞泰規分可為惣領職事

- 一 武蔵国賀美郡安保郷事但歴子分在之
- 一同国児玉郡枝松名内宮内郷事
- 一同国秩父郡内横瀬郷事
- 一同国騎西郡大井郷三分志事
- 一同国榛沢郡内滝瀬郷事
- 一 備中国耶々智村他人非分押領間、訴訟取申也  
度々御施行并被成御教書畢
- 一出羽国海辺余部内余部郷惣太郷向郷事

一 信濃国小泉庄内室賀郷事

但此内仁女子分仁在家一字田五段在之

一 播磨国佐土余部内西志方郷事

但此内仁又有丸、犬有丸、孫有丸分在之  
其外又讓狀等、可在之

一 同国佐土余部内東志方郷事

但難成度々御施行赤松入道心押領間訴訟最中  
左衛門尉直実分

一 武藏国賀美郡安保郷弥平入道居屋敷并南野島事

四至限東地蔵堂大道 限南兒玉堀  
此内他人知行所在之 限西橋河

一 同国兒玉郡枝松名内塩谷郷事

但此内女子分在之

一 出羽国海辺余部内阿佐丸郷阿部郷袋郷三ヶ郷事

彦四郎光阿分

一 武藏国賀美郡安保郷内又太郎入道在家事

一 同国兒玉郡内太田郷事

一 出羽国海辺余部内佐々崎郷事

右於 光阿跡惣領職以下者、為中務丞泰規嫡子所讓与也、

左衛門尉直実者、条々雖有不孝之儀、依難背貴方御口入、

少々所讓与也、若此内仁有被煩事者、至彼所、者、泰規可

賜申之、其上不可伴安保名字者也、於御公事并一族催促者、

任先例、泰規可令支配、将又無子輩者、舍弟共中仁有志輩

可与讓、不可他人讓、仍定置狀如件

— (裏花押) —

曆応三年正月廿四日 沙弥光阿 (花押)

(B) 讓渡惣領中務丞泰規分事

一所 武藏国賀美郡安保郷事但庶子分有之

一所 同国兒玉郡枝松名内宮内郷之事

一所 同国湊沢郡滝瀬郷事

一所 兒玉郡枝松名内長茎郷事

一所 同国秩父郡横瀬郷之事

一所 同国騎西郡大井郷三分卷之事

一所 出羽国海辺余部内余部郷并惣太郷事

一所 信濃国小泉庄内室賀郷事但庶子分有之

一所 播磨国佐土余部内西志方郷之事但庶子分有之

一所 同国東志方郷之事

一所 備中国耶々智村事

一所 下総国豊田弥次郎入道跡事

右所々、惣領中務丞泰規所讓与也、諸公事以下并一族催促事

任先例可致其沙汰、若子孫等中仁背此讓狀、或致違乱煩、或

構儀及上載者、於彼輩跡者、泰規可申者也、仍讓狀如件

曆応三年八月廿二日 光阿 (花押)

讓渡二男左衛門尉直実分事

一所 武藏国賀美郡安保郷屋敷弥平次入道殿居屋敷也

四至限東地蔵堂大道 限南兒玉堀  
限西橋河 限北女堀

此内或他人知行或庶子分有之

一所 同国児玉郡枝松名内塩谷郷事但庶子分有之

一所 出羽国海辺余部内阿佐丸郷并袋郷事

一所 但馬国鞆部庄事

此所者、彦四郎行泰討死跡仁雖令拜領、相副御下文、

直実所讓与也矣

右所々者、二男分左衛門尉直実所讓与也、守此状可知行、若

背此旨及異儀者、可致罪科者也、仍讓状如件

曆応三年八月廿二日

光阿(花押)

讓渡三男分彦五郎事

一所 武藏国賀美郡安保郷居屋敷事

一所 同国児玉郡太田郷事

一所 出羽国海辺余部内船越佐々崎郷之事

右所々者、為三男分彦五郎可讓与也、若背此状致違乱者、可

被処罪科者也、仍讓状如件、

曆応三年八月廿二日

光阿(花押)

右為後証、彼状等可令所持泰規、次此外男女共數輩有之、讓

状ヲ面々ニ可与事也、其状ニテ無相違可有扶持、次光阿跡輩等

之中仁或就御公事、或就下地、有申乱義輩者、彼跡ヲ一円ニ

可申給泰規、其上死害敵対之上者、安保名字永不可被付者

哉、仍定置状如件

曆応三年八月廿二日

光阿(花押)

〔異筆〕

一見字

曆応三年十一月廿四日

高師冬(花押)

この文書は安保光泰(光阿)が子息等に所領を分割した際のものである。一見すれば明らかなく、記載様式が(A)と(B)では異なる。(B)の場合、子息一人ひとりにかけて讓状が与えられている。奥に高師冬の「一見字」という安堵の文言が見えることから、もともと安堵を目的に作成されたものであることがわかる。

当時、関東で常陸を中心に北畠親房の指揮する南朝方とあい対峙していたのが高師冬であった。彼は曆応二年秋、鎌倉の執事になると同時に関東における南朝勢力の一掃に力を尽くし、関・大宝両城攻略で一応その目的を達成した。安保光泰はこの高師冬軍に属していたのであり、戦死を考慮してか、かかる処分状を作ったのであろう。(B)史料中に、「右為後証、彼状等可令所持泰規云々」とあることから、高師冬の安堵を受けた後、光阿本人に返却され、かつ惣領泰規のもとへ伝えられたものである。

さて、(A)(B)の内容を比較してみると、所領に若干の異動がある。嫡子泰規分には、武藏児玉郡長巫郷、下総国豊田弥二郎入道跡が(B)の時点で増加している。豊田弥二郎跡は曆応二年六月に「勲功之賞」として足利尊氏より給わったものである。二男

△安保氏庶子領▽

人名	武蔵		出羽	但馬	(出典)
	武蔵	出羽			
安保直実	安保郷弥平入道居屋敷 南野嶺、児玉郡枝松名 内塩谷郷	海辺余部内阿佐丸郷、阿部郷 袋郷			安保文書、曆応3・1・24 安保光阿讓狀
彦四郎光阿	安保郷内又太郎入道在家 児玉郡内太田郷	海辺余部内佐々崎郷			同、曆応3・1・24 安保光阿讓狀
	安保郷居屋敷、島、枝松名 内塩谷郷	海辺余部郷内阿佐丸郷 袋郷	輕部庄		同、曆応3・8・22 安保光阿讓狀
彦五郎	安保郷居屋敷、児玉郡太田郷	海辺余部内船越、佐々崎郷			同、曆応3・8・22 安保光阿讓狀

直実分としては(B)の時点で但馬国輕部庄が追加されている。これは彦四郎行泰討死に対して光泰に与えられたものであったけれども、その「御下文を相副え、直実に譲与するところ」となった。(A)史料の彦四郎光阿分は彦五郎へと移っている。(3) (A)(B)讓状に見える所領のうち、鎌倉期より伝えているのは次の五ヶ所である。

- ①安保郷内の居屋敷・在家
- ②児玉郡枝松名内の塩谷田在家

- ③児玉郡太駄郷(太田郷)
  - ④出羽国海辺余部内宗太村(惣太村)
  - ⑤播磨国佐土余部西志方郷
- これらの所領は安保文書建武三年十二月十一日足利直義下文に  
下 (花押)  
安保丹後権守光泰法師光阿

可令早領知、武蔵国安保郷内屋敷在家、同国枝名内塩谷田(松尾)  
在家、同国太駄郷、出羽国海余部内宗太村、播磨国西志方

△安保惣領家所領一覽表△

年月	国名	武藏	下総	上野	信濃	播磨	備中	出羽	(出典)
文永3・12・11		長狝郷内赤洲村 田六反、在家一		大室庄東神沢後 関内田二町三反、 在家二					関東下知状(税所文書四卷) 注)丹治氏所領も含む
元弘3・12・29					小泉庄内室賀郷 地頭職				足利高氏下文(安保文書)
建武3・12・11		安保郷内屋敷、 在家 枝松名内塩谷田 太駄郷			室賀郷地頭職	西志方郷地頭職		海辺余部内宗太村	足利直義下文(安保文書)
建武4・4・12		滝瀬郷(滝瀬左 工門尉跡)枝松 名長室郷(中院 宰相中将跡)							高重茂奉書(安保文書)
暦応2・6・11			豊田弥二郎入道跡						三河守高師冬奉書 (安保文書)
暦応3・正・24		安保郷、尻玉郡 枝松名内内郷、 秩父郡内横瀬郷、 分一、榑沢郡内三 崎西郡内長室郷、 安保郷、枝松名 内内郷、榑沢			小泉庄内室賀郷	佐土余部内西志 方郷、同東志方 郷	耶々智村	海辺余部内余部 郷、惣太郷	安保光阿讓状(安保文書)
暦応3・8・22		分一、秩父郡内長室郷、 三崎西郡大井郷、 安保郷、枝松名 内内郷、榑沢	豊田弥二郎入道跡		小泉庄内室賀郷	佐土余部内西志 方郷、同東志方 郷	耶々智村	海辺余部内余部 郷、惣太郷	安保光阿讓状(安保文書)

郷、信濃国室賀郷等地頭職事

右、任代々讓状并正安三年十二月十日、正慶二年二月廿九日  
外題安堵状等、可領掌之状如件、以下

建武三年十二月十一日

源朝臣(花押)

とあって、ほぼその所領相伝を示している。その他の所領については元弘の内乱を通して得たものである。

(一) 一族成田氏の所領

第一章で述べたように安保右馬允実員は播磨国守護に一時期任じられ、かつ承久勲功の賞として同国須富庄地頭職を得ていた。その子信員は寛喜三年には父の遺領を継ぎ、武蔵国安保郷内別所村と播磨国須富庄、近江国箕浦庄内村老所地頭職の安堵を幕府よりうけている。文保二年十二月の関東下知状によれば信員は成田左衛門尉家資女を妻にむかえたことが見え、家資女藤原氏の所領である陸奥国鹿角郡内柴田村は孫の安保次郎行員法師(信阿)に相伝されている。後年この系統が成田姓を名乗る遠因は既にこの時にあったのであろう。

正中二年十二月の(安保)沙弥信阿讓状案によれば、武蔵国騎西郡成田郷地頭職、箱田村、平戸村を信阿が知行しており、賀美郡安保郷は中原屋敷半分、在家等、陸奥国鹿角郡東根内田山郷の畠・田在家、播磨国は須富庄北方半分(則末・友安名)

などが子息又次郎基員に譲与されたことが知れる。

乾元二年閏四月には沙弥道念なる人物が武蔵国安保郷中原屋敷堀内一方の在家等、播磨国須富庄北方半分を子息次郎入道行念に譲ったことが知られる。この道念及び行念は実名が不明であるが、中原屋敷堀内一方の在家・須富庄北方分などについて承久勲功として得たもの、また「道念あて給ハる所なり」と記されていることから、安保一族であることは知られよう。建武元年四月の安保信阿代子息基員申状案に、

右須富庄地頭職者、為承久勲功之賞、右馬允丹治実員令拝領以来、至信阿、分当庄於南北、数輩之子孫面々相伝、当知行無相違所帯也

とあるように、須富庄地頭職に関しては安保信阿(行員)の時に南北に分けたことがわかるので、道念なる安保一族にも北方半分がその時に譲られたものであろう。

以上のように安保氏も播磨に所領を得たことよってその所領分割に伴い各々独立する様子を見せてくる。(安保)又二郎基員は自ら成田姓を名乗り始めるのである。暦応二年八月廿七日足利直義御教書案には基員が須富庄北方地頭職を押領されたことに関して申状を提出したことが見えており、そこには「成田次郎左衛門尉基員」とある。彼はこの須富庄地頭職が曾父安保七郎兵衛尉信員以来代々伝えてきたものであることを主張している。ここで突然に成田姓を名乗るためには何か条件がなくて



とあつて、これはおそらく曾祖母系成田氏一族の所領をも若干吸収してしまつたことを物語つてゐるようである。それは前述暦応二年八月の足利直義御教書の「成田郷闕所」とあることに対応するものであらうと思ふ。

以上のように成田氏は本宗安保氏から次第に分立する傾向にあつたが、しかし武蔵国安保郷内中原屋敷一所、在家一宇、志方入道給分田一町は保持しており、成田基員は安保信阿譲状をあいそえてこれを子息らに譲つてゐる。安保惣領家から独立し一家をたてたと述べてきたが、次節では、なぜ、このような所領形態があらわれざるを得ないか見てゆくことにする。

(三) 所領経営の一特質

(一) (二)で安保惣領家と一族成田氏の所領につき概略を見てきたが、惣領光泰より泰規が受けついで所領はだいたいの南北朝内乱期に獲得したものが多く、成田氏所領の場合は鎌倉中期に一族分出したせいも、当時得た須富庄地頭職をはじめその他の所領の変動は少なく、南北朝期に伝えているという違いが見られるのである。ただ両者ともに本真地である武蔵国については南北朝期に至つても失なわれておらず、所領の経営を考えるにはほぼ共通するものがあるように思ふのである。以下前節でふれた問題をも考え合わせ見てゆくことにする。

武蔵国安保郷内に散在する田島在家、居屋敷の存在に注意し

てみると、たとえば

(A) 武蔵国賀美郡安保郷事但庶子分在之

(中略)

左衛門尉直実分

一 武蔵国賀美郡安保郷弥平入道居屋敷并南野島事

四至(略)

此内他人知行所在之

(中略)

彦四郎光阿分

一 武蔵国賀美郡安保郷内又太郎入道在家事<sup>①</sup>

(B) 讓渡惣領中務丞泰規分事

一 所 武蔵国賀美郡安保郷事但庶子分有之

(中略)

讓渡二男左衛門尉直実分事

一 所 武蔵国賀美郡安保郷屋敷弥平次入道殿居屋敷也

四至(略)

此内或他人知行、或庶子分有之

(中略)

讓渡三男分彦五郎事

一 所 武蔵国賀美郡安保郷居屋敷事<sup>②</sup>

(C) 沙弥道念讓状案(乾元二年潤四月十四日)

一 所 むさしの国安保郷中原やしきほりのうちを二そわけ

て、一方そしさいけ三字、えほしいや平三かさいけ、弥平太入道かさいけ一字、つかもと田一丁しかたの入道給分<sup>(2)</sup>

(D) 安保信阿譏状案（正中二年十二月六日）

一 所 むさしの国かんの郡安保郷内中原屋敷半分にしは付て、并弥平太入道在家老宇、弥二郎入道在家老宇、志方入道給分田老町<sup>(2)</sup>

以上の四つを抽出してみた。これらから共通して得られることは一族庶子を分散させて配置し、居屋敷・在家で所領経営を行なわせたであろうことである。安保氏所領はいわゆる散在所領が多く、本貫地でもその状況がうかがえる。そのために居屋敷・在家を点とする経営方法が有効となるはずである。居屋敷には「弥平次入道殿」がおり、中原屋敷堀内には庶子在家、弥平太入道在家、志方入道給分田などが存在し、これら人名のうち「えほしいや平三」「しかたの入道」などは安保氏と関係の特に深いものと考えられる。前者は安保氏を烏帽子親とするような所従であろうか。後者「しかたの入道」なるものは給田を、得るような人物であり、その系統と見られる「志方弥六重兼」は成田基員の「本領武蔵国成田郷」が押領されそうになった時、事の実否を起請文に誓して足利直義のもとへ提出し、成田氏の所領を守っている。この志方氏は播磨国志方郷の在地土豪と思われ、成田氏の被官的存在になっているようである。

以上、安保氏の所領経営の方法が所領内、特に堀内によくつかの在家を置き、それを基点にしていたことが知れた。これらの経営を行う上で基本的なものが水源（用水）の支配であり、一族の祭祀及び郷内の豊作を祈る祭祀権の掌握であったであろう。惣領中務丞泰規は安保一帯の用水を支配し、氏神・氏寺等の祭祀を管理掌握することを父光泰から受けついたのである。成田氏は安保氏とは別に一家をたてたといえ、その所領経営がかかる現地の状況に規定されていたことを十分考えなくてはならない。姓は変われど一族である、という意識形態が成田氏の「安保郷中原屋敷」を維持してゆく上に必要であったであろう。それゆえ安保惣領家光泰の「御公事一族催促」権は成田氏にも及び得たものと思われる。

(1) 佐藤氏『室町幕府守護制度の研究』上・武蔵項。

(2) 安保文書、暦応二年六月十一日 三河守（高師冬）奉書。

(3) 太田氏は、この彦四郎について『梅松論』の「八月十八日、鎌倉へ攻入たまふとき、諏方祝父子安保次郎左衛門入道道潭か子自害す」とある道潭の子に比定している。諏方の祝とともに自害した入道道潭の子は中先代方としていたことは、その記述から明らかである。とすれば、これは建武二年のことになって、暦応三年正月から八月までの間に死亡（討死）したと思われる彦四郎をあてるのは不適當であろう。やはり私は、彦四郎行泰が安保光阿（光泰）に従って関東で戦う間に討死したと考えるのがよいと思う。彦四郎の所領は三男彦五郎へと受けつがれたのである。

(4) この文書に見えるうち信濃国室賀郷地頭職は元弘三年十二月廿九日足利高氏下文により、はじめて勲功賞として与えられたことが知れる(安保文書)。安保氏が得ていた地頭職はほかに播磨国須富庄地頭職、近江国箕浦庄内村荅所地頭職がある(八坂神社文書一八八五号、寛喜三年八月廿一日將軍家下文案)。

(5) 八坂神社文書一八八五号。

(6) 右同。但し守護職は受けていない。

(7) 安保文書。

(8) 『統群書類従』六の下所収、成田系図によると次の如くである。



(9) 八坂神社文書一八八七号、正中二年十二月六日安保信阿讓状案。

(10) 八坂神社文書一八八六号、乾元二年閏四月十四日沙弥道念所領讓状案。

(11) 八坂神社文書一八八四号。

(12) 右同一八八二号。

(13) この相伝文書は八坂神社文書中に入っている。

(14) 八坂神社文書一八八八号。

(15) 註⑧成田系図参照。成田氏に「綱」を通字とする系統があり、家綱はこの五郎左衛門入道にあたるものであろう。また助広の子

で「平戸」姓を名乗るものも見え、成田氏は元々藤原姓であることから本文書に記された「跡」は曾祖母系成田氏にふさわしい。

(16) 註④文書。

(17) 安保文書、曆応三年正月廿四日安保光阿讓状。

(18) 安保文書、曆応三年八月廿二日安保光阿讓状。

(19) 八坂神社文書一八八六号。

(20) 同文書一八八七号。

(21) 昭和四十六年十二月に現地調査をした際、安保文書、曆応三年の光阿讓状に記された字名等を検出することができた。安保郷の中心と考えられるのは現児玉郡神川村大字元阿保付近と思われ、そこに安保氏館跡と呼ばれる遺跡がある。小字が宿であり、付近に堀も通っている。近世になってから堀られた用水もかなりあるが、「名字の地」(安保文書天文十二年七月廿二日安保全隆泰広讓状)として、一族の祭祀権、用水権等を惣領が握っていたことが十分考えられる。なお中原屋敷であるが、現上里町に宇中原なる所があるが、そこから約2kmほど藤岡街道よりの字屋敷付近に比定したい。郷社や福昌寺等のある所で大堀と呼ばれる用水堀もあり、かつ水引塚なる小字名も検出される。曆応三年の光阿讓状で二男直実分の居屋敷敷南野畠の四至に、

限東地藏堂大道 限南児玉堀

限北女堀 限西桶河

とあるうち、祭祀権の中心的存在と考えられる安保神社は桶河沿いにあり、さらに元阿保の地は神流川からの用水取入口でもあったからである。女堀川沿いの字大御堂には阿保山吉祥院真光寺があり、寺伝によれば阿保実光が再興したという。寺内に南北朝期以降と思われる五輪塔数基と□中二年(正か元)丑正月二日と記された板碑があり、ここは安保氏の氏寺であったようである。

(22) 八坂神社文書一八八二号、暦応二年八月廿七日足利直義御教書案。

(23) ここでは東国本貫地についてのみ、かかる特質を見たのであるが、他の所領でもたとえば、陸奥国鹿角郡東根内田山郷では新里ちやう三郎入道田在家(八坂神社文書一八八七号)、大里太郎四郎在家、田山入道給分在家(同一八八八号)というように、安保氏とは血縁関係にある氏をおいたり、田山郷の田山氏のごとく現地の在地土豪に経営をまかせるような傾向が見られる。

(24) 註四参照。

(25) 八坂神社文書一八八六、一八八七号等。

(26) 安保文書、暦応三年正月廿四日安保光阿諷状。

### 第三章 惣領職について

#### (一) 一つの疑問

前章で前文引用した(A)暦応三年正月の安保光阿諷状に再び眼を転ずると、そこに所領とは区別されて、嫡子泰規に対してのみ「惣領職」が譲与されている。「惣領職」の語そのものは鎌倉末期より見出せるものであるが、南北朝内乱期にかなり増加し、再び見えなくなるものである。これらの傾向から、まず「惣領職」出現の背景に鎌倉期の地頭御家人層(地頭領主制)から南北朝・室町期の国人領主層(国人領主制)への転換という歴史的变化が考えられるのである。<sup>1)</sup>

一般に「惣領職」について次のように考えられている。鎌倉期以来、特に南北朝に至ると、一族一家が各々惣領を中心に團結する動きが見られる。これは惣領家がその力を充実し、一族一門の武力総結集を行なうという惣領制再編の意味を有していた。かかる場合に惣領家の、一族に対する統制権が再び意識され、「惣領職」という象徴的な概念で表現される。室町幕府はこれら「惣領職」の安堵を通じて在地の武士団を把握し、公事・軍役の徴収を行った。武士団の惣領は幕府公権からの、その安堵を通じて一族の統制をより強めていくのである。以上は

河合正治氏の説をまとめてみたものである。同様の考え方は豊田武氏にも見られる。すなわち、「惣領職が……所領と分離して譲与されるようになったのは、庶子が鎌倉末期しだいに独立して所領を知行するようになったため、幕府が公事や軍役の賦課に不安を感じ、惣領のこれに関する権限を強化しようとしたためではなからうか。……惣領家は惣領職を幕府から安堵され、これを相伝して一族を統制したのであった。室町幕府もこの安堵を通して、有力武士団を掌握していたことと思われる」と述べられている。阿氏の説は現在でもかなり有力なものである。そこに共通して見られるものは「惣領職」が公事・軍役徵収と一族への統制権いかにという点で考えられていることである。いわゆる「惣領制」なる歴史学的概念が武士団一族の統制という観点、裏をかえせば公事等の徵収体系―幕府公権の彼らへの統制―という点を中心に考えられていたために、惣領制研究そのものがやや統制的側面に主眼をおいたものになっていったようである。惣領制研究はもはや一族の統制、幕府の、在地武士団に対する公事等賦課の不安などの指摘のみでは不十分にならないと得ない。われわれはそれら「統制」の根源にある要因・原因こそ追求しなくてはならないと思う。

(一) 惣領職

「惣領職」なる歴史的用語が公事・軍役等の幕府公権との接

触を中心に見出せることは認めなくてはならないが、しかし、「惣領職」が本来軍役・公事負担を中心に成立してきたものとするのはやや早急ではあるまいか。史料の残存状況にもよるが鎌倉末々南北朝はじめのものには「惣領職」の語が譲状・置文にあらわれるということに注意すべきである。史料上一番早いと言われる鹿島神宮文書弘安九年七月廿九日関東下知状に、

右、如訴状者、頼親父政親者、桶郷給主也、以惣領職者、譲与嫡子頼親、以倉員村者、所譲二男政家也、而政家無男子之間、以頼親子息親俊為養子、弘長元年六月一日譲与倉員村平、親俊死去之後、政家悔返之、譲与女子子息朝政之間、任政親嘉禎狀可宛給彼村之由、頼親訴申……

とあり、「惣領職」は嫡子中臣頼親に与えられている。これは頼親の訴状に記載されたものであるが、父政親の「嘉禎狀」は嘉禎四年八月譲状が「惣領職」及び倉員村の嫡子頼親相伝の論拠になっていることは関係の文書から明らかになる。

また信濃国市河氏の場合を見てゆくと、高井郡志久見郷の「惣領職」は尼せんかうより市河助房に譲与され、手継御下文等もあいそえられている。この嘉暦四年の譲状には子息・女子等にも所領が分与されており、助房に対しては尼から「このむねを守りて、六郎をそりやうとしてちきやうせしむへし」と言われている。六郎助房は一族の所領を「惣領」する立場にいたのである。志久見郷内には分散的に田畠在家が存在し、それら

を一族庶子が相伝してゆくのではあるが、山野・狩倉等の權益に關しては惣領の手に收積されているようである。市河氏がその所領経営を行う上で、山野・狩倉の支配は、用水、生活必需品等を在家に居住する一般農民に供給し、一定の保護を与える基本的なものであったと思われる。

また他の例としては都甲文書元亨四年二月廿三日沙弥妙仏諱状を見ると、子息都甲惟世に都甲庄半平地頭職と名田畠・山野・荒野等が譲られ、代々の関東下文等があいそえられている。彼はまた「惣領職」をも妙法より受けつぐのである。惟世の兄弟も所領等は譲られているのであるが、全ては惣領惟世の命に従わなければならなかったのである。

以上のような背景には一族庶子を領内に分散配置し、また在地の有力名主層を中心に勸農を行わせる所領経営の方法が、うかがわれるのである。それは國人領主に移行してゆく過程として、領主が、勸農行為そのものから分離して上級の所領経営権を握るに至るような変化でもあったのである。

前章で安保氏の所領経営について述べたが、そこでもほぼ以上の経営方法の変化が見られたのである。

鎌倉期の地頭領主層から南北朝・室町期の國人領主層への轉換の基本的示標を河合氏も言われたように、南北朝内乱を契機とする武士団性格の変化に惣領職の出現に見ることは正しいと思う。しかし、その出現する条件こそわれわれは追求しなくて

はならないのである。

黒川直則氏は、國人領主制展開のために所領給付を受けるのが誰になるか、すなわち誰が所領支配を行うかが一族内の惣領職をめぐる問題であり、山林原野河川等に代表される所領支配のために不可欠な要因の支配こそ惣領職の内容であり、室町幕府は國衙莊園諸職を利用した給地制と惣領職補任権を中心に國人層を支配したと述べられた。私は氏にほぼ賛成なのであるがその場合、所領支配のための不可欠な要因がそのまま室町幕府の職補任体系と結びつく基本的な契機はいったいなんであったのかをより追求する必要があるのではないかと思うのである。

氏はこの時期の土地制度上で、幕府による所領安堵・所領給付によってはじめて領主たり得るという条件をそこに想定されている。例としては太良庄、新見庄、沼田庄などをひき、幕府が所領を宛行うに際しては重層性をさけ、一円的な所領として与えようとしていたとされる。國人領主制展開のためには所領給付もまた重要な意味を有していたことはいうまでもない。さらにそれだけではないのであって、國人領主に変化しつつある地頭領主層の諱状が示すごとく「惣領職」そのものの中に、山野河川等の支配が必ず外に向かい所領を拡大する運動性を含んでおり、かかる点で公権と接触せざるを得ない面を内包しているのである。さらに鎌倉末・南北朝期の惣領権の強化が國人として継続・発展する糸口でもあったからである。言いかえれば

「惣領職」というものに所領支配の根幹を全て集中する必要にせまられていたのであり、それは地頭領主制から国人領主制に移りかわる重要な歴史的变化であったのである。

前述のように所領経営に必要な山野河川田畠在家は、その中心的部分が惣領の支配に帰しており、幕府公権からの公事・軍役賦課等に対して一族が各個に答えうる状況はその所領支配形態からも不可能に近いものであった。かかるゆえに惣領は公事軍役等の賦課に対しては細心の注意を払わねばならなかったのである。たとえば、貞和二年六月の熊谷直経置文には、

雖可讓与彼所一円虎鶴御前、為公方御公事軍役等、讓与惣領職虎熊丸所也

と見え、豊後都甲文書に、  
 こともあまたありといへとも、御くうしきんしの事、きりやうのこをもて、ゆつりたふへきよし、ほうみのゆつりにのせらるるのあひた、四郎惟世そりようしきをあてたふところなり<sup>(1)</sup>

というように「器量」の仁に惣領職が与えられていることである。「惣領職」の内容は前述の、所領支配のポイントとして一つの意味が与えられているのであって、一方、幕府公権に対しては公事・軍役等の徴収システムの根幹になっている。ここに「惣領職」が幕府公権より安堵・補任されるという意味があるのである。

建武政府が成立してまもない元弘三年十月、信濃の市河助房は同国衙に対して、安堵の国宣を賜わることと謹上し、十一月に相伝所領、志久見郷惣領職等の安堵を受けている<sup>(2)</sup>。南北朝に至ると、たとえば、伊与の河野通直は南朝から本領と惣領職を安堵されている<sup>(3)</sup>。北朝からの例は延文四年四月平賀貞宗が勲功の賞として出羽国平賀郷惣領職を足利義詮から宛行なわれているものがある<sup>(4)</sup>。特にこの場合のように「惣領職」そのものが勲功賞の対象として与えられるようなものに変化していることに注意すべきであろう。

以上述べてきたところは惣領職全般のあり方について触れてきた。本稿で述べている安保氏はどのようなものであったか。(A)暦応三年正月光阿讓状、(B)同年八月讓状に注意すると、(A)のみ「惣領職」なる語が見えている。しかしその内容については両者ともに全く変わっておらず、惣領職を受けつぐものは一族庶子に対する所領支配(讓状内容の遵守)、公事・軍役全般を総括する立場にある。かかることが可能であった要因は前章で考察した惣領を中心とするその所領経営にあったと言わねばなるまい。安保氏の場合、前述のごとく各々所領を分割してはいるが「名字之地」<sup>(5)</sup> 安保郷は全体として惣領が支配していた。(A)(B)讓状の記載様式からもそれは明らかである。庶子等に対しては郷内の在家田畠が部分的に讓与されているにすぎなかった。

室町幕府は南北朝内乱をくぐりつつある在地武士団を把握す

るためには在地の変化をそのまま認めざるを得なかった。換言すれば鎌倉期以来の、各々独立の所領を有する主体的な結合<sup>II</sup> 族的結合がしだいに否定される方向に変化しつつあったこと、通説的には惣領制の再編と言われる現象であるが、これら一円的所領支配への転換こそが惣領権の「職」化<sup>II</sup>惣領職であり、それを幕府は職補任体系に組み込まざるを得なかったのである。

安保一族所領の惣領主としての泰規の統制権がかなり顕著に打出されていることは叙上から明らかであった。それゆえ惣領と一族庶子との関係はたえず対立する危険性を内包していたはずである。安保泰規の兄弟でありながら、父光泰から「不孝の儀」あるものとされていた「左衛門尉直実」なる特異な人物にわれわれは注意をひかれるのである。次章ではこの人物に焦点を合わせてみることにする。

- (1) 惣領職に関して早く注目されたのは河合正治氏「南北朝内乱を契機とする武士団性格の変化」(『国史学論叢』所収)である。
- (2) 右同。
- (3) 豊田武氏『武士団と村落』二三七頁。
- (4) 『茨城県史料』中世編<sup>1</sup> 鹿島神宮文書三三三三号。
- (5) 右同書三二一、三二二号。
- (6) 『信濃史料叢書』三卷 市河文書、嘉暦四年六月廿三日尼せんかう願状。
- (7) 市河文書、元亨元年十月廿四日市河盛房願状、及び註(6)文書な

ど参照。

- (8) 市河文書、中野仲能訴状案、註(7)文書。
- (9) たとえば註(7)の市河盛房願状に「さい、い、く、とり、れ、う、し、な、といれんニわつらひをいたすへからす、余兄弟の中にも願状のほかに本件などいひて、わつらひをなさんともからにをきてハ、不幸の仁たるへし」とあるように農民が山野等に入って生活資糧を得ることに保護を加えている。
- (10) 『大分県史料』第九、二号文書。
- (11) 「中世後期の領主制について」(『日本史研究六八号』)。
- (12) 熊谷家文書一〇七号(埼玉県立図書館刊)。
- (13) 元亨四年二月廿三日沙弥妙仏願状案(『大分県史料』第九、二号)。
- (14) かかる語は願状などに多く見え、所領支配などにつき、一族中で仁誠でなくとも器量のあるものを養子にして譲るようにと記されたものがある(熊谷家文書四五号)。
- (15) 市河文書、元弘三年十月日市河助房申状。
- (16) 河野通莞(通直)氏文書、正平廿一年九月三日繪旨(『大日本史料』第六編一廿七)。なお河野家譜(同書所収)同年五月廿七日の項によると、河野讚岐守通莞が本領安堵のこと等につき、繪旨を要求していたことが知れる。
- (17) 平賀家文書六号(『大日本古文書』)、延文四年四月廿日足利義詮下文。
- (18) 安保文書、天文十二年七月廿三日安保全隆願状。

第四章 安保直実と惣領家

安保左衛門尉直実は暦応三年八月廿二日安保光阿（光泰）讓状から光阿の二男で惣領泰規の弟にあたることが知れる。しかし系図の上からは、見出すことのできない特異な人物である。後述するように『太平記』等に同人と見られる人物が見出せるのであるが、系図等に載らなかつた理由が何かあつたはずである。

暦応三年の光阿讓状(A)を見ると、安保直実は安保郷内の弥平入道居屋敷、畠を讓与されている。同讓状には、

条々雖不孝之儀、依難背貴方御口入、少々所讓与也、若此上仁有被煩事者、至彼所々者、泰規可賜申之、其上不可安保名字者也

と記され、本来ならば所領を讓られることもあり得なかつたのである。しかし父光阿は「貴方御口入」には背くことができなかったために所領を少々讓つたものであつた。七ヶ月後の八月にはさらに追加の所領が与えられている。

直実のバックとなつた「貴方」とは一体だれであつたのか。

『太平記』によると、

是ハ執事ノ御内ニ阿保肥前守忠実ト申ス者ニテ候、幼稚ノ昔ヨリ東国ニ居住シテ、明暮ハ山野ノ獸ヲ追ヒ、江河ノ鱗ヲ漁

テ業トセシ、

と見える。この文中の執事とは高師直であり、『太平記』同項中に足利直義方の桃井直常輩下秋山新藏人光政が、

仁木、細河、高家ノ御中ニ吾ト思ハシ人々ハ名乗テ是へ御出候、声花ナル打物シテ見物ノ衆ノ睡醒サン

と述べた時、この安保忠実が応じたことからわかるように、明らかに高家の御中御内であつたのである。

元弘建武以後三百余箇度ノ合戦ニ、敵ヲ靡ケ御方ヲ助ケ、強キヲ破リ堅キヲ碎ク事其数不知

と忠実が自ら述べていることを全て信ずるわけにはゆかない。

しかし高師直の下で各地に転戦し勲功をたてていたことはいふがわかるのである。『太平記』中の安保肥前守忠実とは、この安保直実にあたるものと考えてよさそうである。安保文書の中に建武二年六月高師直添状があり、安保肥前權守に対し太刀が付与されたという。また観応元年四月の打渡状に、高師直から武藏大窪郷（寺岡兵衛入道跡）を安保肥前權守に充行うことを守護代薬師寺二郎左衛門尉へ命じたものがある。これらからも師直と忠実は直実の緊密な関係が知れるのである。

高師直は観応二年秋、関東に下向し、鎌倉の執事となつてゐる。しかし彼は足利本宗の根本被官であつたため、一族とその家臣以外ほとんど家臣団となるものは持つていなかった。彼は直接に國人層を自己の被官として組織する必要にせまられて

いたのである。このような社会的状況の中で独自の領主制展開を考えていたのが、安保直実ではなかったか。父光泰（光阿）が高師冬の軍に馳せ参じている時に、安保直実は高師直に接近したのであった。前述してきた『太平記』の記事および師直からの所領給与の例はかかる事実を示唆するのである。暦応三年の讓狀に「不孝の儀ありと雖も貴方御口入に背き難きにより、少々譲り与ふる所なり」とある背景には以上のような一族の相剋があったと思われる。父光阿の命に従わず、師直に付いたことは光阿にとってまさに不孝にほかならなかったのである。

安保直実は「貴方御口入」といい「御下文」をも受けて有力なバックを得ていた。しかし在地にしっかりとした、その所領支配を貫徹しないことには領主制の展開も所詮根なし草に等しいのである。『太平記』の記述に「元弘建武以後三百余箇度ノ合戦」に参加したとあり、たえず移動をしていたものと思われるふしもある。彼が頼りとするうしろだて、師直が観応元年のいわゆる観応の擾乱で尊氏とともに直義追討の行動を起し、翌年上杉勢に師直が殺されると状況は急速に変化する。『太平記』に武蔵守師直の子師詮を擁立し、丹波・丹後・但馬三ヶ国の勢を集め、足利義詮の軍に合流せんとした記事がある。その中心となったのは、阿保肥前守忠実と荻野尾張守朝忠等であった。忠実（直実）らは、かつての師直御内としての行動をその子師詮に集中して取ることを企てていたのである。だが実際は

それも山名氏の軍にたやすく打ち破られてしまったであった。

これより以前、貞和年間に安保直実は播磨国大郡庄に濫入し放火殺害刃傷の張本人として東大寺より訴えられている。

播磨国守護代<sup>不知</sup> 安保肥前権守直実

加湯彦太郎<sup>直実弟</sup> 同太郎三郎

長浜七郎左衛門尉 一族國人等播州住人<sup>①</sup>

この史料から直実が播磨国にあつて若干の領主的展開の基礎を作っていたことが知れる。前引の暦応三年の安保光阿讓狀に播磨国の所領が若干見え、八坂神社文書中にも安保一族成田氏の所領があつたことは見てきた。この直実に播磨国の所領が譲与されていたかどうかを直接証する史料はない。しかし前引の貞治年間の悪党交名を考慮にいと、彼は単身播磨へのり込み事実上の所領を獲得していたのではなかったか。かかる在地の動きがあつたからこそ、師直の子師詮を旗印に丹波、丹後、但馬等の勢三千余騎（？）を集めることが可能となつたと思われる。

安保直実が惣領家からの独立をめざしていたことは叙上から明らかになつたと思う。自立化要因の第一は幕府執事との直接の結び付きであつたこと、第二はその所領経営であつた。第二の点について、その内容を十分に明らかにすることはできないけれど、推測を加えれば播磨・但馬へその中心を移動したと考

えられるのみである。武蔵の本貫所領はいつたいどのようになってしまったのであろうか。恐らく全てが惣領泰規の支配するところとなったものであろう。

高野山金剛三昧院領播磨国在田上庄事、今月七日御教書如此  
早任被仰下之旨、停止安保肥前守代長浜之濫妨、嚴密沙汰、  
居庄主僧於庄家、可被全所務之状、如件

文和三年八月十八日

律師赤松則忠（花押）

宇野彈正忠殿

直実に関して見える史料はこれ以後、今のところ見あたらないが、惣領家の庶子に対する名字刺奪という行為と在地でその姓を冠し自ら名乗ることはまた別問題であった。ここでは直実が惣領家と分離して独自の行動をとっていた事実が知られるのである。前引貞和年間の文書に「播磨国守護代不知」とあったが、文和三年の播磨国守護赤松則祐遵行状の充書に見える「宇野」氏が数年前からの守護代とすれば、直実の本拠地播磨国でも事態はかなりかわってきている。貞和年間播磨国守護たる高師直を背景に守護代宇野氏と組み、いわゆる「悪党」となって庄園に乱入した時とはまったく異なっており、今度は宇野氏と対峙することになったのである。

室町幕府体制の確立に伴って惣領家の支配に従わない、いわゆる悪党らはいったいいかなる行動を取っていたものである

うか。安保肥前橋守左衛門尉直実の行動がこれらの動きを暗示しているのではあるまいか。

安保氏のうち、かつて承久の乱のとき勲功として播磨守護、同国須富庄地頭職を得た右馬允吏員、その子信員の系統は着実にその所領支配を全うし、室町・戦国期の史料を若干残している。また本宗安保氏も戦国期、後北条氏とも結び、有力な武士団として史上に顔を見せている。この時期の動向については本稿で扱うことはできなかった。後日に期したい。

- (1) 安保文書。なお安保直実に関しては太田順三氏「安保直実について」(『民衆史研究』八号)があり、氏の考察に負うところが多い。
- (2) 安保文書。暦応三年八月廿二日安保光阿諺状。第二章参照のこと。

- (3) 岩波古典文学大系本『太平記』卷廿九、將軍上洛付阿保秋山河原軍事。

- (4) 右同。

- (5) 太田氏前掲論文。なお、佐藤進一氏「室町幕府守護制度の研究」上では忠実としている。『太平記』の記述から直実は「タダザネ」と呼ぶのが正しいことが知れる。

- (6) 建武二年六月三日高師直添状。

- (7) 安保文書。観応元年四月九日高師直打渡状。

- (8) 佐藤氏「室町幕府守護制度の研究」上によれば、高師直は貞和二年(観応二年)二月まで武蔵国守護であった。

(9) 永原慶三氏「南北朝の内乱」(『日本封建制成立過程の研究』)。

(10) 『太平記』卷三十二山名右衛門佐為敏事付武藏將監自書事。

(11) 東大寺文書四―二四、貞和□廿四日播磨国大部庄悪党交名。

(12) 高野山文書、第五卷二十八号、赤松則祐施行状(高野山文書刊行会編)。この文書中に見える「安保肥前守代長浜」は前引貞和年間の悪党交名中の「長浜七郎左衛門尉」に該当するのである。

武藏安保郷の近くに「長浜」の字名が存在し、武藏七党系図(前島氏蔵)に刑部丞実光の弟信光から長浜姓があらわれる。

(13) 大田氏前掲論文。

△補註▽ 安保氏がはたして北条氏被官となっていたかどうか、問題になるが、最近、湯本軍一氏は「信濃における北条氏所領」(『信濃』二十四卷―十)において、安保氏の小泉庄内室賀郷地頭職保有を根拠に「北条氏所領内には北条被官とかその一族の領有關係が共通して見られた」として、安保氏を得宗被官とされておられるようである。また建武三年十二月十一日の足利直義下文(安保文書)に見える室賀郷地頭職ははたして氏の言われるように「安保氏の室賀郷領有が正安年間以前に成立したことが明らかである」といえるであろうか。氏も引用されておられる比志島文書に足利尊氏が北条氏所領として「信乃国小泉庄」を没収したことが見えており、安保文書、元弘三年十二月廿九日足利高氏下文によって「小泉庄内室賀郷地頭職」が「勲功之賞」として安保光泰に与えられたことが知られること

から、小泉庄全体が北条氏領として鎌倉時代存在し、北条氏が滅ぼされた後に、没収地小泉庄のうち室賀郷地頭職が高氏から安保氏に与えられたと見るべきであろう。すなわち室賀郷地頭職は元弘の乱の間に安保氏が得たものであった。ここには一族の分裂という事情が見られるのであるが、安保氏本宗は鎌倉御家人として存在したことは十分うかがえるのである(本稿第一章参照)。

#### △付 記▽

本稿作成にあたり、史料の閲覧を許された東大史料編纂所、埼玉県立文書館、また前島康彦氏、杉山博氏には各別のご指導を得ることができた。記して感謝する次第である。なお、昭和四十七年七月二十九日、練馬郷土史研究会例会で同主旨のものを発表する機会を得た。出席の方々から各種のご指摘をいただき、また伊礼正雄氏、杉山芳之助氏から助言をいただいた。

なお、同会会員の佐治通江氏には、現地で「安保氏館跡」を文化財破壊の危機から守り、管理されておられる茂木房枝氏を紹介していただき、本年十月に再び現地でいろいろな話をうかがうことができた。あわせて感謝したい。